（様式２）

委　任　状

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター敷地内の建物を活用し看護大学を設置・運営する学校法人の公募に関し、次の者を代理人として権限を委任いたします。

（復）代理人

住　　　　所

　　　　　名称又は商号

　　　　　氏　　　　名

使用する印鑑

　　委任事項　　　独立行政法人国立病院機構千葉医療センター敷地内の建物を活用し看護大学を設置・運営する学校法人の公募における見積、価格交渉及び契約に関する一切の権限

令和　　年　　月　　日

委任者

住　　　　所

名称又は商号

氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

経理責任者

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター

　院長　　斎　藤　幸　雄　　殿

（注）不要な文字は抹消すること。

（様式３）

誓　　約　　書

　令和　　年　　月　　日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構千葉医療センター

院長　　斎　藤　幸　雄　　殿

住　　　　所

名称又は商号

氏　　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　独立行政法人国立病院機構千葉医療センター敷地内の建物を活用し看護大学を設置・運営する学校法人の公募に参加するに当たって、以下のとおり誓約いたします。

記

１．独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成１６年細則第６号）第５条の規定に該当する者でないこと。

２．独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成１６年細則第６号）第６条の規定に該当する者でないこと。

３．令和　年　月　日付け公示で示された上記１．２．以外の公募に参加する者の必要資格を有していること。

〈参照条文〉

独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成１６年細則第６号）

第５条　経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

　一　契約を締結する能力を有しない者

　二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

　四　独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成２７年規程第６３号）第２条各号に掲げる者

第６条　経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

　一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七　前各号のいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八　前各号に類する行為を行った者

２ 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる

３ 第１項の期間その他必要事項は、別に定める